

安芸市認定こども園新築工事設計委託業務プロポーザル審査要領

安芸市認定こども園新築工事設計委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 「安芸市認定こども園新築工事設計委託業務プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領等に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領等により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び配点

総合点数は100点とし、審査項目区分ごとの配点は次のとおりとする。

- (1) 組織評価 (30点)
- (2) 提案内容の評価 (70点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所

令和8年 10月28日（水） 場所 安芸市役所 2F 大会議室
10月29日（木）※予備日

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は、1者につき30分以内とする。

イ それぞれのプレゼンテーション（20分以内）終了後、審査委員からの質疑の時間を10分間設ける。

ウ 正式な日時及び場所、個別の開始予定時刻は、別途通知する。

(3) その他

ア プレゼンテーションの必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクター以外は各参加者が持参すること。

イ 審査委員会当日に、正当な理由なく、指定された場所・時刻に来ない者は、辞退したものとみなす。

4 審査の方法

(1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、審査基準に基づいて審査を行う。

(3) 全ての参加者の審査が終了したときは、各審査委員の審査点数を合計し、候補者と次点者を決定する。

(4) 審査委員の各評価項目を合計した評価点に基づき、各提案者の順位を決定し、第1位の獲得数が最も多い者を「候補者」に、2番目に多く獲得した者を「次点者」として選定する。なお、

以下順位の決定方法は次の各号によるものとする。

ア 既に順位が確定した者を除く提案者について、当該順位の獲得数が最も多い者をその順位とする。

イ 当該順位の獲得数が同数の者が複数ある場合は、次位の獲得数を順次比較し、上位者を決定する。

ウ 前号によっても順位を決定できない場合は、見積価格の低い者を上位とする。

(5) 参加資格者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査会委員全員の評価点の合計が、当該配点の合計の6割を超えていること）を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。

(6) 審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

5 審査基準

審査項目区分	審査項目	評価の視点	配点
組織評価	施行実績	・ 同種業務実績の評価	10 点
	実施体制	・ 適切な業務を提供できる実施体制か。 ・ 管理技術者の経験と能力、担当者数、担当者の配置が妥当であり、適切に業務を提供することが認められるか。	20 点
提案内容評価	取組方針	・ 業務の理解度はあるか。	10 点
	業務の実施手続き	・ 業務実施手続きを示す業務フロー又は工程表等は妥当か。	10 点
	提案内容の的確性	・ 提案内容は業務要求基準を充足しているか。 ・ 特定テーマとの整合性は高いか。 ・ 独創的かつ実現性があるか。 ・ 実施手法は的確であるか。 ・ 事業効果が高く、発展性は見込まれるか。	30 点
	取り組み姿勢	・ 積極的に取り組み意欲を感じられるか。	10 点
	見積価格評価		10 点